



土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業平復地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年7月19日から

令和4年8月16日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第267号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営下椿地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営下椿地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年7月15日から

令和4年8月17日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第268号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営宮津地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営宮津地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和4年7月15日から  
令和4年8月17日まで
- 3 縦覧の場所  
魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第269号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営五箇庄北部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営五箇庄北部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和4年7月15日から

令和4年8月17日まで

### 3 縦覧の場所

朝日町役場

#### 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。
-

